

令和2年度1月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和3年1月15日（金）

召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 伯耆町役場本庁舎 3階大会議室

出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 12名

事務局 2名

1 開会宣言	午前9時30分
事務局	これより令和2年度第11回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、4番 畑委員・5番 野坂委員にお願いします。
4 報告事項	【報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による通知書について】 加川議長 報告第24号、事務局より報告をお願いします。 事務局 報告第24号の朗読 加川議長 皆様の方から報告第24号について、何かご質問・ご意見はありますか。 加川議長 ないようですので、報告第24号、報告させていただきます。
	【報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】 加川議長 報告第25号、事務局より報告をお願いします。 事務局 報告第25号1~3の朗読 加川議長 皆様の方から報告第25号について、何かご質問・ご意見はありますか。 加川議長 ないようですので、報告第25号報告させていただきます。
5 議事	加川議長 議事に入ります。 加川議長 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくお願いします。 事務局 議案第61号1および61号2の朗読 加川議長 まず1番目から審議を進めていきたいと思います。 この案件は、積雪のために立会をしていないそうです。 これにつきまして何かご質問等ありますか。 ないようですので、採決にはいりたいと思います。 議案第61号の1、賛成の方の挙手をお願いします。 全員賛成。議案第61号の1は、承認されました。
加川議長	続きまして2番目の案件につきまして、 野坂委員さんに立会をしていただきましたので、説明をよろしくお願ひいたします。

野坂委員	12月25日に、山下委員・金澤委員・加川委員と私と事務局とで現地を確認いたしました。 今は草が生えて荒れたような状態ですが、譲受人が草刈り等をするということです ので、何ら問題はないと思います。以上です。
加川議長	山下委員さん、何か補足説明はありますか。
山下委員	野坂委員さんが言われたとおりですが、草が生えていましたけど、そんなに木が生えて いて原野になるような状態ではなくて、すぐに耕作できるような状態でしたので、何ら 問題はないと思います。
加川議長	金澤委員さん、何か補足説明はありますか。
金澤委員	特にはありませんので、よろしくお願いします。
加川議長	議案第61号の2につきまして、皆様何かご意見・ご質問はありますか。  ないようですので、採決にはいりたいと思います。「
	議案第61号の2、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第61号の2は、承認されました。
加川議長	議案第62号 農地法の非適用に係る証明願の審議についてですが、1番目は私が関係 する案件ですので、亀山職務代理の方に議長をお願いしたいと思います。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第62号の1の朗読
亀山職務代理	立証者の野坂委員さん、説明の方、よろしくお願ひいたします。
野坂委員	同じく12月25日に、金澤委員・山下委員・事務局と今退席されています加川委員さ んから説明を受けて、現地を見させていただきました。 この件に関しては、以前にもう許可になっている所で、法務局に登記をしていないだけ で、今の時点では、本当に駐車場とか、物置になっています。人家がありませんので、 何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。
亀山職務代理	この件につきまして、皆様何かご意見・ご質問はありますか。
亀山職務代理	質問がないようですので、採決に入らせていただきます。
亀山職務代理	議案第62号の1、賛成の方の挙手をお願いします。
亀山職務代理	全員賛成。議案第62号の1は、可決・承認されました。
亀山職務代理	議長を交代いたします。
事務局	議案第62号の2の朗読
加川議長	議案第62号の2、地元農業委員の中曾委員さんの方から説明よろしくお願ひします。
中曾委員	12月24日に、宅野委員、事務局の安藤さん、それに立会人として区長の長谷さんの 立会の元に現地を見させていただきました。 現地は村中にあり、周囲は宅地に囲まれており、実際神社の隣接地でありまして、現在 は神社と一体になっており、現況は子ども相撲の土俵が作ってあります。 私は子供のころ、そこに行って相撲を取ったことがあります。土俵も変わっていないと いうことで、実際に六十数年前から近くの神社の境内と一体化になっているような所で すので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	宅野委員さん、何か補足説明はありますか。

宅野委員	今、中曾委員さんが説明されたとおりだと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりました。 議案第62号の2番につきまして、皆様何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	意見がないようですので、採決に入らせていただきます。
加川議長	議案第62号の2、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第62号の2は、可決・承認されました。
加川議長	続きまして議案第63号 農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第63号農用地利用集積計画の審議について朗読
小西委員	11ページの18、19、20あたりに(有)鳥取西部会というのがありますが、これはどんな会社でしょうか。
事務局	有限会社鳥取西部会という法人なのですが、以前須村の方で利用権設定をされた実績があったようです。期限が切れていました、この度また利用権設定をされたということです。こちらもその法人について、よく存じ上げなかったのですが、農地所有適格法人の届出書をまた改めて提出していただきました。農地を持てる法人だということで確認しております。大山町の法人なのですが、大山町でも農地所有適格法人として登録されている法人だというように聞いています。
小西委員	代表者はどなたですか。
事務局	代表者は大山町の方で、おそらく理事長さんとかはご存知ではないかと思います。個人でも農業をされている方のようです。実質、役員は一人で、農業者の方でした。農業従事要件であるとか、農業の活動も、売上とともに農業の収入のみで構成されている法人で農業法人だということで、確認はしています。
加川議長	よろしいですか。
小西委員	いいんですけど、その方であれば、半川の方でも閑みたいな形で耕作している所があります。そこが結構畦畔の管理とかが、なかなか出来ていないということで、いろいろ苦情が出たりとかしているようです。あとこちらの方を見ると、須村の方はきちんと管理はしてあるのですが、そのあたりがその代表者の方だとちょっと心配かなという懸念はあります。
井上委員	確認をしておくようになります。
加川議長	もし、目に余るようだったら、指導していかなければいけないと思います。
事務局	連絡は取れるようになっています。 今までそういう報告書とかがなかったので、連絡も難しかったのですが、報告書を提出していただきましたので、連絡はすぐに取れます。 見ていて畦畔の管理とかで何かあれば、そちらに指導とかすることは出来ると思います。
加川議長	お願ひします。
小西委員	私も見ておくようにします。
加川議長	目を光させておいて下さい。

	小西委員さん、ここは須村の入り口のところの記念碑からちょっと上に上がったところの左側に何か作っておられますか。
小西委員	須村からずっと上がっていくと、須村の公民館はご存じですか。須村の公民館の所から上に広域の農免道路があります。そこに出たところの次の2番目か3番目くらいの所の田だと思います。ハーベスターとかで刈ったりとか、大豆などを作ったりされているところです。 そのあたりは、畦畔を刈ったりしてきちんと管理はされていますが、半川の方で借りて耕作されている所がそういうことがあって近隣の方の方からちょこちょこ苦情が出ていて、本人に直接、近隣の方が言ったりとかはされているようです。
加川議長	わかりました。そういうことですので、特に半川付近は小西委員さんに目を光させていただいて、何かありましたら農業委員会として注意等をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。その他に何かありますか。
福島委員	その件についてですが、農業法人に貸し付けるのはいいのですが、面積的に増えてきて、自分達では管理が行き届かないような農業法人がちょこちょこおられます。 田んぼにひえが生えていたりして、ひえだらけの田んぼで、これが農業法人さんの作つておられる田んぼだろうかと思うようなことがちょくちょくあります。 私が農業委員会に参加させてもらうようになってから、そういう目で見るようになったからかも知れませんが、目につくようになりました。 これは事務局ではどうこうならないと思います。貸し付ける時には、管理を徹底していくだけで周りに迷惑がかからないようにしてもらうように言ってもらえばありがたいと思いますが、事務局としてはそういったことは言いにくいのでしょうか。それともそこまで言わなくてもいいかということですか。そのあたりのことをお聞きしたいと思います。
事務局	事務局としては、話はしています。住民の方から声があれば、黙ってはいません。ただ地区に農業委員さんがおられますので、農業委員さんから言われるのが妥当だとは思います。
福島委員	ちゃんと管理くらいはして下さいということを言わせてもらってもいいわけですか。
事務局	利用権設定で許可を出していますので、適正な管理をして下さいと言うことを言ってもらえばと思います。いろいろ各地でそのようなことがあるとは思いますが。きりがないですが。
畠委員	補足ですが、以前にも旧溝口町の時に、目に余るようなそういう方に対しては、誓約書みたいなものに入れさせたこともあります。そういうことも出来ますよね。
事務局	そういうことも出来ますし、もちろん農業委員会の方から解除も出来ます。
畠委員	そういうものを書いてもらって、管理を徹底してもらうような方向にすればいいのではないかでしょうか。
事務局	貸し付ける方の意向もきちんと確認をまずはしないといけないということが重要なことです。にっこもさつちもいかなくなつて仕方なくという方もあるかもしれません。そのへんは、農業委員としてよく考えていただきたいというところです。
福島委員	昨年はカメムシがいないということでしたが、そういうところが消毒をあまりしなかつたせいかもしれません、センターの方から言われました。周囲も徹底して消毒をして

	もいいのではないかと話をしたことがありますので、今後ともよろしくお願ひいたします。
事務局	そうやって気を付けていただきて、各農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんとか、ご指導とか、地域あまりそういうことが問題にならないようにしていただければと思います。それでまだ困るようなことがあれば、事務局の方にご相談していただければと思います。
加川議長	よろしくお願ひいたします。 それ以外に何かご意見ありますか。
加川議長	ないようですので、採決に入りたいと思います。
	議案第63号について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第63号は、承認されました。
加川議長	続きまして、議案第64号 農用地利用配分計画（案）の審議について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第64号、朗読
加川議長	議案第64号につきまして、皆様何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	議案第64号について、採決に入らせていただきてよろしいでしょうか。
	では、採決に入らせていただきます。
	議案第64号について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第64号は、承認されました。
加川議長	本日の議案は、以上で終わります。
6 その他	
事務局	事務局の方からお願ひです。新型コロナの感染拡大の関係で、今緊急事態宣言が出ている都府県があります。こちらの方では大阪府・兵庫県・京都府と、あと関東の方、それから名古屋市・岐阜市・福岡市と、広島市もどうも指定されるようなことが出ています。これはお願ひですが、今後の農業委員会につきましては、その緊急事態宣言が緩和されるとかいうことがない限り、また昨年も行いましたように、従来のように関係委員だけに絞って開催させていただきたいと思います。農業委員の方には出席をお願いしたいと思いますが、農地利用最適化推進委員の方は関係委員の方にお願いしたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。 またご家族の方やお仕事の関係で、岡山とか広島の方と接触された場合は、最低2週間は間隔をあけていただきて、ここに出席していただくということをお願いしたいと思います。仕方なく接触されることもあるうかと思います。その際には検温をしていただきて、何も症状がないということであればいいと思いますが、1人の方から感染が広がるということが、今、鳥取県で起こっている全てです。特に県外からのお子さんとか若い方の症状のない方との接触で、今コロナの感染が起こっていますので、そのへんはご自覚いただきて会の方にご出席いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

	何かあれば、ご相談いただければと思います。おかげさに言いましたが、町内で感染者が出ているわけではありませんが、たくさんの山陽方面との往来もありますが、公職としてそのへんは徹底したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
井上委員	お手元に農業委員会が発行しています『伯耆町農業委員会だより』があると思いますが、区長便で全戸に配布されます。 事務局の方にお尋ねしますが、この『農業委員会だより』につきまして、役場の職員の方にも知っておいていただいたらと思いますが、課長会で配布されていますか。
事務局	課長会では配布していませんが、全部の課には配布してあります。
井上委員	わかりました。以上です。
加川議長	他に何かありませんか。
加川議長	ないようでしたら、さきほど事務局長が言われたとおり、来月からは関係委員だけに絞って、定例会に出席していただくようにしたいと思いますので、皆様方よろしくお願いいたします。
加川議長	次回の定例会は、2月10日水曜日、午前9時30分から岸本公民館3階の大会議室で行いたいと思います。
加川議長	以上をもちまして、第11回の農業委員会定例会を終了いたします。
7 閉会	午前10時13分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

4番 畑 喜夫

5番 野坂 順一